

◎ 評価対象分野・施策の方針

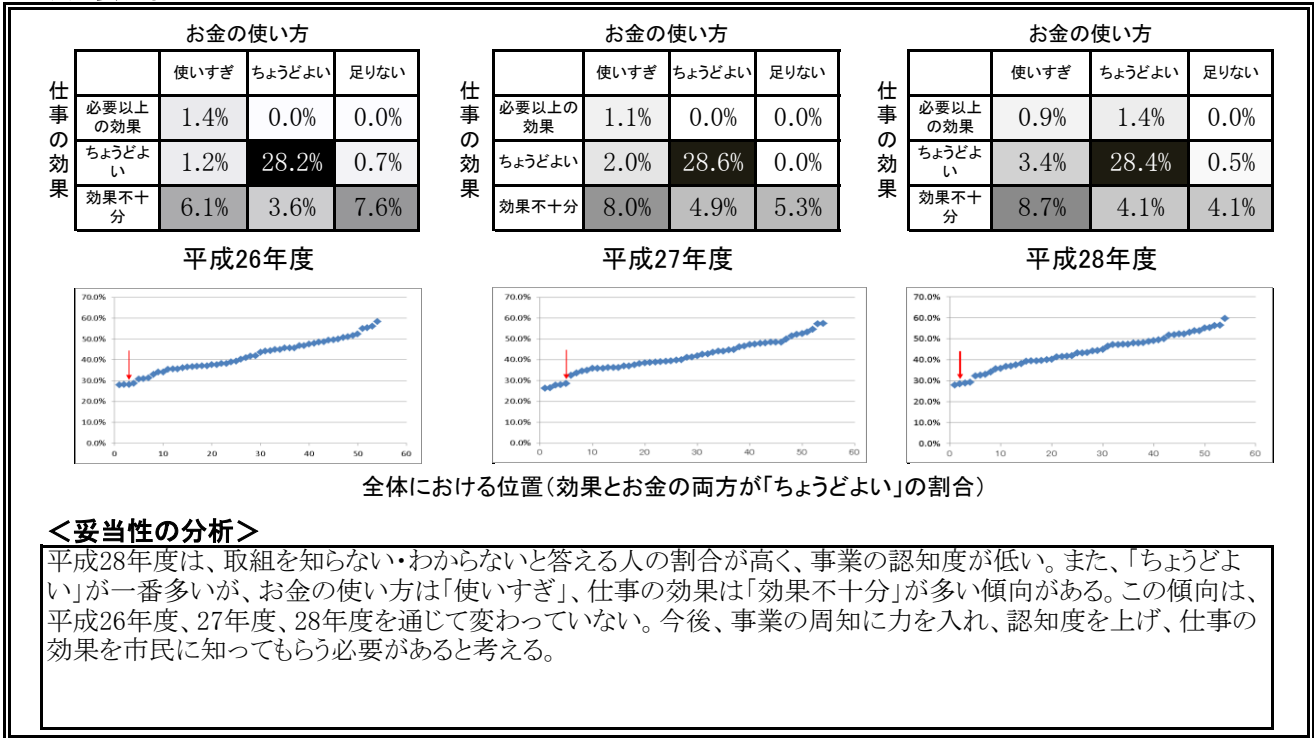
総合計画上の位置付け	分野	人権	施策の方針	人権施策の充実
------------	----	----	-------	---------

1 市民意識調査結果

(1) 認知度

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成26年度	41.2%	平成27年度	42.9%	平成28年度	43.7%	(回答者全体に占める割合)
-----------------------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	---------------

(2) 妥当性



(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答	全体
平成28年度	11.7%	32.3%	6.7%	49.2%	100.0%
平成27年度	11.7%	31.3%	7.3%	49.6%	100.0%
平成26年度	13.3%	31.7%	7.6%	47.4%	100.0%

2 内部評価

(1) 平成28年度の目標

- ①引き続き人権尊重の意識を啓発するため、講習会の開催や参加・人権メッセージ展・街頭啓発活動等を人権関係団体と連携して実施していく。(経企-20)
- ②市民が関心を持つよう講座内容を工夫し、講座への参加者を増やすことにより、男女共同参画の意識について啓発を進めていく。あわせて女性相談の充実に努める。かまくら人権施策推進指針改訂版を着実に実施して、幅広い世代の市民に人権意識の高揚に努める。(経企-19,20)
- ③平成28年4月に施行された女性活躍推進法の市町村推進計画の内容を併せ持つため、「かまくら21男女共同参画プラン(第2次)」を見直し、平成29年度から5カ年の男女共同参画推進計画として改訂する。市民や事業者に男女共同参画社会の実現に向けた周知啓発活動を行うとともに、配偶者等からの暴力被害者支援に努める。(経企-19)

(2) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		今後の方向性	
整理番号	事業名	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	事業内容	予算規模
経企-19	男女共同参画推進事業	3,650	3,708	11,247	11,275	1.0	1.0	b	B
経企-20	人権啓発事業	1,726	2,673	6,284	10,997	0.6	1.1	b	B

(3) 主な実施内容

【主な実施内容】	
①LGBTや障害者をテーマとするなど、社会状況に合わせた人権啓発講演会を開催するとともに、人権擁護委員とともに相談業務や未就学児に対する人権教育などに取り組んだ。(経企-20)	
②かまくら人権施策推進委員会を1回開催し、市の人権推進施策の進行管理を行った。(経企-19,20)	
③かまくら男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」と協働で男女共同参画の周知に取り組むとともに、男女共同参画推進委員会を3回開催し、市の男女共同参画推進施策の進行管理を行った。(経企-19)	
④鎌倉市男女共同参画推進委員会とともに「かまくら21男女共同参画プラン(第2次)改訂版」を策定した。(経企-19)	
【実施できなかった事業とその理由等】	

(4) 平成28年度の取組の評価

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	☒ 適切	☐ 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	☒ 適切	☐ 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	☐ 適切	☒ 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	☐ 適切	☒ 要改善
＜上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等＞			
・人権擁護委員と協働し、相談業務や周知啓発活動、未就学児の人権教育を10の保育園で実施するなど前年度と同様に取り組んだ。(経企-20) ・LGBTや障害者の当事者からの話を聞き、理解を深める講座を時期を捉えて開催することができた。(経企-20) ・人権施策推進状況報告を作成した。(経企-20) ・アンサンブル21との協働により、話題の人を招いたセミナーや没後30年の鎌倉ゆかりの外交官杉原千畝氏についての講演会等(フォーラム)を開催し、盛況であった。(経企-19) ・男女共同参画年次報告を作成した。(経企-19) ・「かまくら21男女共同参画プラン(第2次)改訂版」を策定した。(経企-19)			
限られた人員、予算の中で出来る限りの取り組みを進めてきたが、まだまだ全市的に理解が進んでいるという状況には達していない。従来からの取り組みを進めるとともに、新たな視点からのアプローチなど常に改善が必要と考えている。			

3 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性

・引き続き人権擁護委員と協働して、人権啓発活動を実施する。(経企-20) ・人権啓発活動が市民に理解してもらえるよう、アピールできる講演会を検討して実施する。(経企-20) ・平成28年度に改訂した「かまくら21男女共同参画プラン(第2次)」に基づき、女性の活躍促進や仕事と生活の調和等男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開する。(経企-19) ・「アンサンブル21」との協働については、協働のあり方を見直し、より効率のよい事業が実施できるように検討していく。(経企-19)	
---	--

4 平成29年度の目標

・人権尊重の意識高揚を図るため、講演会の開催や人権メッセージ展・街頭啓発活動、相談業務等の人権啓発事業を鎌倉市人権擁護委員会等の人権関係団体と連携して実施する。 ・「かまくら21男女共同参画プラン(第2次)改訂版」に掲載した事業を推進していく。 ・アンサンブル21と協働し、より多くの参加者を呼び込めるセミナーやフォーラムを開催して、男女共同参画社会の実現のための周知啓発を行うとともに、情報紙「パスポート」の発行方法の見直しを行う。	
---	--

5 主な事業における指標(目標ごとに1つ設定)

整理番号	経企-19	事業名	男女共同参画推進事業							
指標の内容	審議会等の女性委員の割合					単位	%	指標の傾向	⇒	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
政策・方針決定過程への女性の参画の指標として全国的に取り入れられているため。	目標値	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0			
	実績値	25.3	26.8	24.7						
	達成率	84.3%	89.3%	82.3%						
整理番号	経企-20	事業名	人権啓発事業							
指標の内容	人権擁護委員による保育園での人権教育(紙芝居)					単位	回	指標の傾向	⇒	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
未就学の段階で人権意識の高揚を図ることが重要であるため。	目標値	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0			
	実績値	4.0	12.0	10.0						
	達成率	40.0%	120.0%	100.0%						

鎌倉市民評価委員会からの指摘

課題

- ・格差社会、人権問題はひとりひとり細かい配慮が求められる。ごくごく普通に生活している人間でも心が痛む事柄が多い。
- ・「人権」という言葉の定義に個人差があることから、人権侵害の最大の問題点は、侵害のラインが明確に伝わらないことにある。
- ・人権意識の低い層への効果が、現状の取組にはあるのか、その点の検証が求められる。
- ・情報紙「パスポート」のあり方を検討するとともに、市内事業所向けの男女共同参画の周知啓発が求められる。
- ・男女共同参画について数値で「平等」を目指すことが適切でない部分も現状として存在する。今後の方針として「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱について周知を図り、一方の性に偏った委員構成とならないよう各担当課へ働きかけていく。」とあるが、全ての委員会等の男女比を同じにするのではなく、誰でも参画できる仕組みを作ることが求められる。(分野によっては女性又は男性に偏っても良い。)
- ・「管理職・役職等に占める女性割合」を上げるために女性を優先するのでは無く、「男女の別無く平等に評価する」といった方針が求められる。
- ・研修会、セミナー等を開催することは大事だが、回数ではなく中身であり、参加した人数、参加者の意見のフィードバックを大事にしなければならない。実態を理解し、市民の認知度向上につなげることが求められる。
- ・「改訂人権施策推進指針の進行管理を行った」とあるが指針に基づき何を行い、何がどこまで進んだのかが分からない。



指摘への対応、コメント等

- 人権相談や女性相談などで心が痛む場面に遭遇することもあるが、極力相談者に寄り添うようにして対応している。
- 市は、市民の人権意識の高揚を図るために啓発事業を行うのみであり、人権侵害かどうか判定し、その侵害を是正する具体的な手段を有しておらず、限界を感じる。
- 講演会の開催や未就学児への人権教育だけでは人権意識を全体的に高めていくことは難しいと感じることから、幅広い年齢層が気軽に人権について考えるイベントの検討を行っていく。
- 情報紙「パスポート」はブログやフェイスブックの活用を検討する。市内事業所向けに男女共同参画の周知啓発を行っていくためには、商工会議所等の関係機関との連携が必要であると考えます。
- 誰でも分け隔てなく参画できる環境を整えることの一つのバロメーターとして、数値目標を立てているところである。また、政策決定の場面に男性・女性双方の視点が生かされることを狙いとしている。
- 男女性別役割分担意識がまだまだ残っており、これをなくすことが男女別ない平等な評価につながってくると考える。
- 研修会やセミナーの開催については、回数よりも内容を重視することが必要だということは指摘の通りである。このため、その時々トピックスに合った企画を考えて開催するなどの配慮をしている。
- 人権施策や男女共同参画推進施策の実施状況については、毎年施策状況報告書を作成して、報告を行っているが、市民にまだまだ知られていないため、今後も広報紙等で市の取り組みとして周知していく。

提言

- ・人権に関し具体的施策が、啓発にとどまっている状況が継続している。鎌倉らしい背景を掘り起こすこと等、特色ある具体的な施策を展開すべきである。
- ・誰でもが住み易いまちにする努力が特に鎌倉では重要である。
- ・人権侵害のラインが不明確であるという懸念を熟慮の上、再検討し、性差、障がい、LGBT等々に対する偏見をなくす上での教育に力を入れてほしい。
- ・「性的少数者」という言葉を使っているが、LGBTの課題がある中で、「男女」というくりに慎重である鎌倉市であってほしい。
- ・委員会の運営は性別によって偏りを防ぐのではなく、委員が「目指すべきまちの姿」にあるような考え方を持つことによって、偏りが無くなる。次の一手として、各状況に対して数字のみにはよらない幅のある体制・あり方を模索すべきである。
- ・フォーラムやセミナーに参加する市民は、もともとこの分野に関心があり、理解が深い市民であることから、全く人権に関係の無いイベントに組み込むことで、裾野を広げていくべきである。
- ・男女共同参画は各事業で考慮すべきであり、一事業分野として推進すべきではない。もし独立した事業分野とするならば、他の事業での男女共同参画を促進する取組を行うべきである。
- ・「理念型施策」(平和・人権・多文化共生社会)を取りまとめることを検討すべきである。そのことにより コストを集中的に使い実施事業のインパクトを高めることが可能になると思われる。
- ・「学校教育」「青少年育成」「生涯学習」「多文化共生社会」など他の事業と連携して事業を推進すべきである。

提言に関するコメント等(総論)

この事業は、市民や事業所等の意識を変えていくことが中心となるため、啓発が中心とならざるをえず、地道な取組が必要で、事業の効果がなかなか見えづらいと考える。提言にあるとおり、今後は、「人権啓発」や「男女共同参画社会の実現」と事業の対象を限定するのではなく、平和や多文化共生まで取り込む形で多くの市民等の参加が可能となるような事業を企画していくことを考えている。男女共同参画社会の実現に向けた取組でも、平成28年度に改訂した「かまくら21男女共同参画プラン(第2次)」でも、LGBTについての記述を加え、「男女」の枠だけに囚われないことを、市としては、意識すべきと捉えている。また、平成28年度の男女共同参画フォーラムでは、鎌倉ゆかりの外交官杉原千畝氏を取り上げ、人権、男女共同参画、平和、多文化共生にまたがる講演会を開催したところ好評であった。今後もこのような取組を行ってきたい。



鎌倉市民評価委員会の評価

《評価できるところ》

- ・人権メッセージパネル展の開催等により、広く市民への人権意識の啓発に努めたこと。また、人権擁護委員が相談業務により困難を抱える人々を支援したほか、未就学児の人権教育に取り組んだことなどは評価できる。
- ・講座等の開催により、市民に男女共同参画社会実現のための啓発を行った。
- ・社会状況に合わせた人権啓発講演会、人権相談、女性相談、未就学児の人権教育などに取り組んだ。
- ・LGBTなど時代に応じた対象に対する取組が行われている。

評価の内訳						⇒	委員会の評価
取組	↗	1	↘	0	→	7	→
効果	○	1	△	2	—	5	—

《課題》

- ・「人権」を考える上で「男女共同参画」といった男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することの実現に向けた内容が中心に置かれている。「LGBT」や「障害者」「ネット等による人権侵害」まで隔たりのない取組が課題である。
- ・鎌倉市においてどのような人権問題が発生し相談があるのかを定量的に把握することが必要である。市民の相談実態は把握しているのか。
- ・目に見えない差別、意図しない差別、若い世代は感じているようである。核家族の弊害が今、表れてきている。
- ・かまくら男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」と協働で男女共同参画の周知とあるが効果がよく分からない。協働のあり方を見直し、より効率のよい事業にしていける必要がある。
- ・情報紙「パスポート」のあり方を検討する必要がある。市内事業所向けの男女共同参画周知啓発ダイレクトメールを発送し、そこに「パスポート」を同封する、あるいはPDFによりHPからも簡単に閲覧できるようにすることなどが必要ではないか。
- ・人権施策推進指針を平成25年度に改訂し現状に合わせた内容の追加等を行っていることは良いが、その内容は十分に伝わっていない。
- ・ほとんどの取組みが「男女共同参画」に関するものであり、「目標とすべきまちの姿」に掲げられる「だれもが」に対する取組みが見られない。
- ・イベントに参加する市民はもとも人権に対する意識を持った市民である。セクハラ・パワハラ等を行う加害者は無意識に行っており、このような市民にこそイベントに参加してもらう必要がある。

《提言》

- ・「人権」と一言と言ってもその解釈は様々であり、その中で人権が尊重されるということがどういうことなのかは、特に答えが見つけにくいのが現状である。例えば「命を大事にする」、これも人権を尊重することの一つである。毎年、誰でもわかる簡単なサブテーマを設けるなどして、小さな取組でも確実に事業展開できることから始めてほしい。
- ・現状を把握した上で市が取り組むべき「人権テーマ」を明確にし具体策を示されたい。
- ・実施結果についても「盛況」という表現では理解不能である。
- ・根強い考え方は一気には変わることはない。人権尊重をこの分野だけが考えるのではなく、市役所全体の部署で範を示してほしい。
- ・平和・人権に関し具体的施策が、啓発にとどまっている状況が継続している。平和に対する鎌倉らしい背景を掘り起こす等、特色ある具体的な施策の展開が望まれる。
- ・市民が人権問題へ関心を持つような研修、講演会、イベント、企業への研修などの企画が必要である。
- ・人権問題は極めて現代的なテーマが多い。人権教育は未就学児ではなく、小中高生を対象にすべきではないか。
- ・市が現在一番重要だと思っている人権問題は何か、そこが分からないので、一番力を入れるべきところも見えてこない。
- ・市役所内の人権施策が多い。もっと企業や個人に対する取組を行うべきである。
- ・評価委員会からの『「人権」という言葉の定義に個人差があることから、人権侵害の最大の問題点は、侵害のラインが明確に伝わらないことにある。』という指摘に対して「市は、市民の人権意識の高揚を図るために啓発事業を行うのみであり、人権侵害かどうか判定し、その侵害を是正する具体的な手段を有しておらず、限界を感じる」とコメントしているが、何が人権侵害にあたるか等に教育しなければ侵害と考えていないでパワハラやセクハラを行っている人々を変える事は出来ない。そもそも「市民の人権意識の高揚」とは何か、このような不明確な目標では「目標とすべきまちの姿」を実現する事は出来ない。「目標とすべきまちの姿」にのっとり、より具体的な目標を掲げ、それに伴う取組を行うべきである。

《質問》

- ・主な事業における指標に「審議会等の女性委員の割合」がある。未達成のようであるが、女性委員を参画させることは、そんなに難しいのか。また、なぜ女性委員を増やさなくてはいけないのか。そうすることが本事業の目標達成につながるのか。